

publicity magazine
for small and medium-size enterprise
cyushokigyo-chiba

中小企業ちば

2002. 5. No.441



チューリップの丘（佐倉市）

Contents 【主な内容】

- 特 集 p 1 定款をもう一度読んでみよう
- 事 務 p 2 総会終了後の事務手続き
- p 3 組合決算期の事務手続き手順
- 施 策 p 4 平成14年度千葉県当初予算成立
- p 6 売掛債権担保融資制度を活用しよう
- 景 況 p 7 情報連絡員報告
- お知らせ p 8 チャレンジ21の番組表

2002

5

100yen



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>

定款をもう一度読んでみよう

多くの組合にとっては5月は通常総会のシーズン。組合の役職員にとっては3月から続いた繁忙期の仕上げの月である。

どうしても決算や役員の改選に目が奪われがちになるが、新しい年度のスタートにあたり、組合の憲法ともいるべき定款をもう一度読み直してみたらどうでしょうか。

組合によって一部内容は異なるが、事業協同組合では概ね次のような章立てで約六十条からなっている。

組合によって一部内容は異なるが、事業協同組合では概ね次のような章立てで約六十条からなっている。

組合によって一部内容は異なるが、事業協同組合では概ね次のような章立てで約六十条からなっている。

定款は組合の憲法

定款は、組合の組織、運営などについて基本的なことを定めた組合の憲法ともいべき規律で、法的を持つためには無くてはならないものである。

組合によって一部内容は異なるが、事業協同組合では概ね次のような章立てで約六十条からなっている。

組合によって一部内容は異なるが、事業協同組合では概ね次のような章立てで約六十条からなっている。

例年五月の総会シーズンになると、多くの組合が通常総会に向うこととなる。

そのなかで、議案ごとに「任期満了に伴う役員の改選について、役員の定数は定款第十四条に基づき理事の定数は××以上××以内、監事の定数は××又は××となっておりますので…」というよううに定款との関わりを補足説明して、議案と定款との関連を常に組合員に確認しながら議事を進めていく組合もある。

前年踏襲型の運営を続いていると、各議案の背景や根拠も見落しがちになるので注意が必要だ。

定款変更には行政庁の認可が必要ですので、総会で議決する前に中央会へご相談下さい。

定款は各組合とも設立に際し発起人が中心になつて慎重に協議を重ね、創立総会で承認され、所管行政庁の認可をうけてその効力が発生するものである。それでも時間の経過とともに実態に合わないところや不都合な点が出てくることがある。

また、一方では「運営に支障がないから定款を見る必要がない」とある。

定款規定の見直し

定款規定の見直し

定款規定の見直し

定款は各組合とも設立に際し発起人が中心になつて慎重に協議を重ね、創立総会で承認され、所管行政庁の認可をうけてその効力が発生するものである。それでも時間が経過とともに実態に合わないところや不都合な点が出てくることがある。

の実態を特定する名称と、事業について最近定款変更の相談が増加している。

名称（第二条）名称は、なるべく組合員の業種・業態、組合の事業の実態、組合の地区に即して定めているので、環境の変化に対応して名称を時代に即したものに変更しイメージアップを図ったり、事業や地区の拡大に伴ない組合の実態に対応した名称にしたものや法律の改廃により変更を必要とされることもある。

事業（第七条）事業は実施する共同事業の内容に即して明確な表現で具体的に制限例挙されているので、これも時代の変化に対応できないものは削除訂正が必要になつてくる。

協同組合が、剩余金処分を行なう場合、①利益準備金、②特別積立金、③教育情報費用繰越金を計上しないと、定款及び組合法に違反します。もう一度定款を読み直してみて下さい。

剩余金処分を適正に

協同組合が、剩余金処分を行なう場合、①利益準備金、②特別積立金、③教育情報費用繰越金を計上しないと、定款及び組合法に違反します。もう一度定款を読み直してみて下さい。

総会終了後の事務手続き

[チェックポイント]

組合は、事業年度終了後2ヶ月以内に通常総会を開催し、総会終了後、組合法等に基づいて行政官庁への届出や認可申請、登記、さらに税務申告等を一定期間内に行なわなければなりません。こうした組合の事務手続きについて、お知らせいたします。

二週間以内に行う諸手続事項

総会終了後、

〈役員（代表理事）の変更登記〉

組合では、一般理事の登記は必要ではなく、代表理事だけが登記されていますが、変更があつた場合はもちろん、同一人が重任されても、登記上は変更とみなして登記が必要です。十分注意して下さい。

なお、このほか、登記事項に変更があつた場合、変更登記が当然必要になりますが、一般的におこる事務所の変更は、移転した日から二週間以内に行います。

出資総口数及び払込済出资金額の変更は、年度中に加入や脱退があり、出資金が増減した場合でも、事業年度末の数字で登記すればよく、年度末から四週間以内に登記申請するのが一般的です。

〈役員変更を行政庁に届出〉

役員が、任期満了や辞任等によつて全員改選されたり、一部補選された場合等、いろいろな場合がありますが、いずれの場合も、役員の氏名、住所に変更のあつた時には、変更の日から一週間以内に行政庁に届け出なければなりません。

組合は、正当事由がないのに

〈決算関係書類を行政庁に提出〉

決算書は、総会終了後、二週間以内に行政庁あてに提出することが義務づけられています。

その内容は、①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤剰余金処分（または損失処理）の方法を記載した書面、

⑥総会議事録（謄本）です。なお、監査報告書、事業計画書、取支予算案等は、特に法律上義務づけられていませんが、決算関係書類に付属して提出しておく方が望ましいといえます。

その他、必要な諸手続

〈定款変更認可申請、変更登記〉

総会の特別議決により決定された定款の変更是、行政庁の認可を受けなければ効力が発生せず、登記事項である場合、登記もできません。

〈税務申告〉

事業年度が終了した日の翌日から二ヶ月以内に通常総会の承認を受けた決算に基づいて法人税（税務署）事業税・県民税（県税事務所）、市町村民税（市町村）の確定申告を行い、それぞれ税金を納付しなければなりません。

休眠組合は解散されます

組合は、毎事業年度通常総会の終了の日から二週間以内に決算関係書類を所管行政庁に届出なければならない（協同組合法第一〇五条の二）ことは前段で述べました

が、組合は正当な理由がないのに成立の日から一年以上事業を開始しなかつたり、一年以上事業を停止している組合（具体的な判断としては三期連続して決算関係書類の提出がない場合）については、

行政庁が業務改善命令を経ないで直ちに解散命令が出せる（協同組合法第一〇六条第四項）ことについているのでご注意下さい。

また、添付されている議事録を見ると通常総会で役員の改選が行われているのに、役員変更届と一緒に提出されていない組合が時々ありますので、この点もご留意下さい。当然代表理事が変更したとき、重任したときにも登記が必要です。

決算関係書類等の提出は所管行政庁宛ての分一部と中央会分一部、合計一部を中央会までご提出下さい。

組合決算期の事務手続き手順

決算の時期がやってまいりました。中央会には決算関係書類提出書、総会議事録、役員変更届等の様式がそろっておりますのでご活用下さい。

ホームページにも掲載されておりますので、ダウンロードしてご利用になれます。【URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>】

以下は決算日を3月31日、理事会4月25日、通常総会5月20日と仮定した場合の事務手続き手順です。

	● 3/31 年度末（決算日）
4週間以内 7日前までに	● 4/17 理事会の招集 ● 4/25 理事会の開催
	● 4/26 出資金額の変更登記
	● 5/3 総会開催通知の発送
2ヵ月以内 10日前までに	● 5/13 監事の監査 理事から監事へ 決算関係書類を通常総会の1週間前までに提出する。監事は理事に対し、監査意見書を提出する。
	● 5/20 通常総会（決算） 定款変更の場合（総会で決議のうち） ①行政府への変更認可申請 ②認可後変更登記（登記事項が発生した場合、認可書到着後2週間以内） ※なお、定款変更につきましては、事前に中央会へご相談下さい。
2週間以内	● 理事会の開催 (理事全員の同意があるときは招集手続を省略できる) 役員変更の場合 ①代表理事変更の登記（重任の場合も必要） ②行政府への届出（就任後2週間以内）
	● 5/30 決算関係書類の提出 決算関係書類の提出 所管行政府宛て1部と中央会宛て1部、合計2部を中央会までご提出して下さい。
	● 5/31 法人税等の確定申告 (総合で承認された決算関係書類に基づいて申告)

決算書提出をお忘れなく！

※所管行政府への決算関係書類等の提出がない場合には、職権により組合が解散抹消対象になります。又、各手続きにおいて法令違反、定款違反等があると罰則等の対象になることもありますのでご注意下さい。

平成十四年度千葉県当初予算成立

千葉県の平成十四年度当初予算が成立。一般会計は一兆六千五七〇億円で、前年度の実質的な当初予算に当たる六月補正予算に比べ約4%の減少になつた。知事は①県民が安全な生活を送る政策の充実、②経済並びに雇用に関する政策の展開、③行政改革と財政再建の三つの重要施策を掲げているが、以下に経済と雇用に関係した主な施策の概要を示す。

産業の創出・活性化

ベンチャー企業投資育成事業

創業期のベンチャー企業が資金調達をし易くするため、国の機関などと連携して、投資事業組合を設立して、直接投資を行う。

（財）千葉県産業振興センター
を核に、中小企業のニーズや活動
段階などに応じた海外への販路開
拓や事業展開を支援する。
ラブちば」の運営を支援する。
する民間主体組織「ベンチャーアク
ティビズネスプラン発表会などを実施

中核都市周辺地区などの整備

成田新高速鉄道整備事業

都心と成田空港を三十分台で結ぶ成田新高速鉄道について、その整備主体となる第三セクターを平成十四年度早期に設立し、国などの関係団体とともに出資・建設費補助を行う。

幕張メッセ機能強化基本調査 500万円

ベンチャーエンタープライズ支援スキーム

創造的な事業活動に取り組む企業に対し、経営・財務や技術などの専門家チームを派遣するなど、経営や技術、販路開拓などの支援を行う。

中小企業の経営基盤を確立し、近代化を図るため、融資限度額の拡大や融資期間の延長など、融資制度の拡充を図る。

戦略的企業誘致推進事業

3、700万円

企業誘致戦略プランに基づき、トップセールスや企業進出相談体制の強化を図るなど、企業誘致に取り組む。

成田空港開連觀光振興事業 成田空港暫定平行滑走路の整備 開始に伴ない、全国各地で観光キャンペー ンを行なうなど、観光千葉県への誘致に努める。 外国人観光客受入れ体制の整備

かずさアカデミアパークでバイ
オ関連企業の誘致や育成のための
セミナーの開催や専門家による相
談会を実施する。

光スポットを紹介するなど、受入
れ体制を整備する。

e ! ちば 経済推進事業

2、
800万円

幕張地区で民間事業者を中心に
支えられたのが、この環境と開発の

最分野の人口・土地・環境を創出するとともに、中小企業に対する

るIT活用への支援を行い、新規

産業の創出と既存産業の活性化を

図る。

ライフサイエンスに関する拠点形
成事業

200万円

かずさDNA研究所を中心には
イオ関連企業のネットワーク化を図り生命科学の研究開発集積地域
の形成を目指す。**常磐新線出資金・貸付金**

190億5、800万円

つくばエクスプレスの平成十七

年度開業に向け、建設を促進する

ための出資等を関係都県と協調し
て行う。**常磐新線沿線整備事業**

60億9、900万円

(流山市)と柏北部中央地区(柏
市)を県施行による一体型特定土
地区画整理事業として整備を進め
る。**道路等の整備****道路橋梁事業**

507億8、900万円

成田空港や物流拠点へのアクセ
スを強化するとともに、観光産業
を支援し、生活基盤を強化する道
路について、早期に整備効果が期
待できる箇所の重点化を図り整備
策定

600万円

本県の豊かな自然や特色ある農
林水産業、歴史・文化的な遺産など
の地域資源を見つめ直し、観光、
リゾート、ツーリズムを総合的に
展開するプロジェクトを推進し、**観光の振興・農の推進**

活力ある地域づくりを目指す。
フィルム「ミッショング」の設立

2,400万円

本県の魅力を広く情報発信する
ため、効果の大きい映画やテレビ
などのロケーション撮影を誘致
し、支援を行う「ミッショング」の設
立を行う。**「ちばエコ農業」の推進**

1、800万円

「ちばエコ農産物」などの認証
等により「ちばブランド」として、
農業や化学肥料の使用量を減らし
た農産物の生産や販売を強化す
る。

める。

雇用の創出とミスマッチの解消**県民再就職支援センターの設置**

2,900万円

離職者が一人でも多く、一日で
も早く就業できるよう「県民再就
職支援センター」を千葉市と東葛地
区に設け、カウンセラによる職業適正相談や情報提供を行う。
緊急就職支援事業

1、200万円

失業者を対象に、求人の多い職
種について講座や合同面接会を開
催して、相談から就職まで一貫し
たシステムで早期の再就職を支援
する。**緊急地域雇用創出特別基金事業**

44億3、600万円

緊急地域雇用創出特別基金を財
源に、市町村実施事業への補助を
行うとともに、林道環境整備や雜
居ビル自己点検指導などの緊急に
対応すべき事業を実施して、約七
千百人の臨時的な雇用を創出す
る。**県組織の一部変更**

千葉県は四月一日付けで、部

局間の連携強化などを目的とし
た組織改正を実施した。政策立
案を担当する企画部を総合企画
部に改組し、部局間の情報交
換、調整を迅速にする。また、
重大事件に対応する危機管理監
査室を新設。県民の声の把握、広報
機能の充実強化を目指して知事
直轄の知事室も発足させた。**県商工労働部の主な異動**小澤慶和(部長)、三浦弘(次長)、
岡田俊郎(理事)、出口正義(参
事)、川島彰比古(参事)、武田好
夫(経済政策課長)、白井陽(職
業能力開発課長)、木島栄(保安
課長)、神子純一(労政課長)、今
関重義(工業試験場長)**第54回中小企業団体全国大会****埼玉大会の日程決まる**

日時 平成十四年十月十七日(木)

場所 さいたまスーパーアリーナ

皆様多数のご参加をお待ちしております。

直接雇用し、あわせてその雇用期
間に再就職のためのセミナーを
開催し求職活動を応援する。

売掛債権担保融資制度を活用しよう

景況の悪化と不良債権処理が同時に進む中で、中小企業を取り巻く資金調達環境は厳しさを増している。そこで昨年末に創設された売掛債権を担保とした融資制度の活用をお勧めする。

最近の景気の悪化、不良債権処理の促進等により、金融機関の中企業への貸出し姿勢は、ここへ来て厳しさを増してきている。また、土地の価格が下落しており、担保余力が低下していることから、中小企業の資金調達は一層の制約を受けているのが現状です。

我が国では手形取引が減少傾向にあり、売掛債権を活用した資金調達の重要性が見直されており、中小企業の有する資産としては売掛債権が87兆円あり、91兆円の土地に匹敵するボリュームを有しているが、資金調達の手段として十分に活用されているとは言い難い状況にある。

その原因としては①売掛先が倒産すると売掛債権は価値がなくななるというリスクがある、②売掛債権を担保として管理することでコストが嵩む、③資金繰りが悪いから

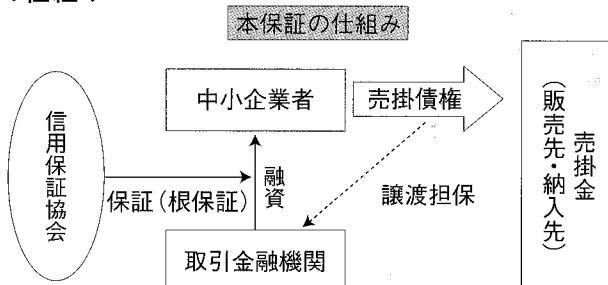
ら売掛債権まで利用して資金調達をしたという風評被害を恐れることがあげられるが、こうした

状況から脱却して、中小企業の資金調達の多様性を図るために政府は売掛債権担保融資保証制度（中小企業の売掛金を担保として金融機関が融資する場合に信用保証協会が別枠で保証する制度）を昨年末創設した。

これまでの不動産担保に制約された中小企業の資金調達構造を改革し、不良債権処理が進展するなかで、やる気と潜在能力のある中小企業の資金調達の円滑を図るために、大いに利用してもらいたい。

この制度につきましては、本誌二月号で既報のとおりですが、改めてもう一度その概要をお知らせします。

◆本制度の仕組み



●保証申込み

中小企業者は、すでに取引のある金融機関を通じて信用保証協会に本制度に基づく保証の申し込みを行う。融資希望額、売掛債権の状況等により中小企業者ごとに借入金の上限額が設定され、その範囲内で一年間反復して融資を受けることが可能。

●売掛債権の担保設定

中小企業者は、金融機関から融資を受けるための担保として、売掛債権を金融機関に対し

て譲渡する。個々の融資は、中小企業者が売掛先に商品・サービスを提供して、現に売掛債権が発生した段階でそれを引当として行われる。

●中小企業者のデフォルト

中小企業者が借入金を返済できないときは（デフォルトした場合）、信用保証協会は金融機関に対して、中小企業者の借入金残高の90%を中小企業者の代わりに弁済する。金融機関及び信用保証協会は担保として有している売掛債権から回収を行

県内の中小企業動向 &トピックス・四月

■暖冬による異変 【県下全域】 気象庁の観測記録を塗り替えるポカポカ陽気が、消費に異変を引き起こしている。

県内産野菜が値崩れを起こし、生産農家はもとより、市場関係者、小売業者とも苦境に立たされている。本県は白菜、キャベツ、大根などの冬物野菜の出荷が主力を占めているだけにその影響は深刻だ。

また、衣料品は冬物商品が不振な反面、春物衣料の売れ行きが好調で、早くも夏物商品へ衣更えし大型店も出てきた。

■印刷業

つた。

【千葉市】

年度末需要は上向いているが、採算性は悪い。顧客のニーズは価格にあり業界内はビリビリしてい

る。また、他県でISOの共同取得の動きがあり、千葉県でも組合として取り組もうか検討しようとの意見がある。

■土砂採取業

【県下全域】

年度末において骨材の需要は横這いが続いている。新年度の大工事の受注を期待している。

■製麺業

【県下全域】

三月三十一日に県内最大手の長牛食品(株)が製麺から撤退した。

■菓子卸売業

【県下全域】

チヨコレートが好調。米菓は苦戦。駄菓子はまったく売れていない。

■再生資源卸売業

【県下全域】

古紙の輸出が前年から大きく伸びている。さらにこの三月よりダンボール輸出も加わった。

■中古自動車販売業

【県下全域】

新車販売が減少しているため入庫台数が減少した。これに伴い中古部品の国内市場にも伸び悩みがみられる。

■小売業

【柏】

春物の婦人物衣料は好調に推移動きが鈍い。

■小売・サービス業

【松戸】

したものの、紳士物は相変わらず

を結ぶメインストリートがこのほど「伊勢丹通り」としてリニューアルオープンした。駅前の賑わいをつくりだすために、地元商店会と伊勢丹が市の協力を得て、これまで改修工事を進めていたもの。

■魚卸売業

【銚子】

日本最大の生産能力を有する海産氷工場が、このほど水揚げ日本一の銚子漁港に完成した。これによりサンマやイワシなど旬の集中入庫にも余裕をもつて対応できるようだ。

■建設業

【市原市】

(受注ベース)も少なく、昨年度は前年比25%減で終わりそうだ。倒産や業績不振で組合員が三社脱落した。

◆平成十五年三月新規学校卒業予定者の求人手続き等の説明会の開催

日 時 六月七日(金)
午後一時三十分
場 所 ホテルポートプラザちば
申込先 ハローワークちば
TEL ○四三二二四二一一八一

◆商業統計調査

◆県の条例等をホームページで
千葉県は新たな条例や規則、工事の情報などを掲載する県報をホームページで公開し始めた。県報は毎週火、金曜日に発行。原則として午後三時に配信している。

◆原産地等食品表示の徹底を

県民の食品関係者に対する信頼を取り戻すために、適正な表示と管理を徹底させよう!

◆インターネットでBSを公開四月一日から、株式会社の計算書類の公開方法として、「インターネット上で貸借対照表の公開」が新たに加わった。これまで「貸借対照表又はその要旨」を官報又は日刊新聞で公告しなければなりませんでしたが、これに代えて「インターネット上で貸借対照表の公開」(要旨ではなく全体)が新しい選択肢として加わった。

書類の公開方法として、「インターネット上で貸借対照表の公開」が新たに加わった。これまで「貸借対照表又はその要旨」を官報又は日刊新聞で公告しなければなりませんでしたが、これに代えて「インターネット上で貸借対照表の公開」(要旨ではなく全体)が新しい選択肢として加わった。

5月の放送スケジュール



テレビ東京(12ch)

毎週土曜日

朝6:30~6:45

第1週 4日放送	【企業レポート】 2代目社長の挑戦！技術屋集団の下請脱出作戦 ■ビジネスホット情報 ■ インターネットを活用！ e-中小企業庁&ネットワーク
第2週 11日放送	【企業レポート】 研究開発へのこだわり！ 安全制御でグローバル展開 ■ビジネスホット情報 ■ 経営・中間管理者を育てます！ 中小企業大学校
第3週 18日放送	【企業レポート】 経営革新が重要！ 2002年版中小企業白書 ■ビジネスホット情報 ■ 経営に活用しよう！ 中小企業白書
第4週 25日放送	【企業レポート】 地元の産業集積を積極活用！ マグネット製品メーカーの挑戦 ■ビジネスホット情報 ■ 明日をひらく！高度化事業制度

☆担当 本会指導相談室

☆担当組合数 十組合
 ☆補助額 一組合五万円
 (三分の一は自己負担)
 ☆補助内容 組合が行う組合研究
 集会の開催に必要な経費(謝金、
 旅費、会場借料、資料費、通信
 運搬費等)

☆対象組合 県内の小企業者組
 合、①事業協同組合、商工組合、
 商店街振興組合のうち構成員の
 四分の三以上が小企業者(當時
 使用する従業員数五人、商業サ
 ービス業は二人)以下の会社若
 しくは個人であるもの。②企
 業組合及び事業協同小組合。③協
 業組合のうち當時使用する従業
 員が五人以下であるもの。

平成十四年
組合研究集会実施組合募集

本会では組合組織の強化・運営
 の向上、事業の活性化、あるいは
 組合員の経営の近代化・合理化を
 図るための「組合研究集会」事業
 を実施する小企業者組合を募集
 し、その経費を助成します。

●特別相談員制度

中央会では、中小企業の健全な
 発展を促進するために、弁護士、
 公認会計士、税理士、中小企業診
 断士等の専門家に無料で相談でき
 る制度を設けております。希望す
 る方はお気軽に指導相談室までご
 連絡下さい。

●中小企業対策に関する要望を政
 府等に陳情

全国中央会は、三月二十六日に
 開催した理事会において「当面の
 中小企業対策に関する要望」を決
 議し、政府・与党等関係方面に陳
 情した。

その骨子は、①デフレ脱却のた
 めの適切な経済運営について、②
 中小企業金融システムの安定確保
 について、③外形標準課税導入反
 対と税制の抜本見直しについて、
 ④国内産業空洞化対策の充実強
 化、の四項目

春の叙勲の榮によくされ
誠におめでとうございます

勲四等瑞宝章受章

寺嶋周三(本会会長)柏駅前第
一商業倫理理事長・柏商工会議所
前会頭

□中小企業診断士登録

鳥居俊夫(本会職員)

□中小企業組合士認定

佐倉保(本会元職員)

□中小企業組合士認定

平井正樹(千葉県セメント卸)

山田純太郎(商工中金松戸支店)

津原弘行(成田空港民間駐車場)

□中小企業組合士認定

山口七郎(やまぐち・しちろう)

□中小企業組合士認定

合理性事長(三月三十一日急逝さ
れた。77歳。葬儀告別式は四月
十四日銚子市若宮町の東岸寺に
おいてしめやかに行われた。
(正六位勲五等双光旭日章)越部平八郎(こしべ・へいはち
ろう)本会副会長・千葉県貿易
協理事長(四月十五日死去され
た。75歳。葬儀告別式は四月十
九日千葉市の博全社若葉儀式殿
でしめやかに行われた。)